

一般社団法人日本脳神経外科学会  
学術総会会長候補選出委員会委員選任規程

平成 16 年 5 月 15 日理事会決定  
平成 16 年 7 月 11 日改正  
平成 17 年 1 月 23 日改正  
平成 21 年 3 月 19 日改正  
平成 24 年 3 月 1 日改正  
平成 27 年 9 月 17 日改正  
令和元年 8 月 21 日改正  
令和 2 年 5 月 15 日改正  
令和 2 年 8 月 21 日改正

(目的)

第 1 条 この選任規程は、一般社団法人日本脳神経外科学会理事・監事候補者選出細則第 3 条中の学術総会会長候補選出委員会の委員選出に関し必要な事項を定める。

(定数)

第 2 条 委員の定数は 7 名とし、職責指定委員（理事長の他、次期及び次次期学術総会会長予定者） 3 名及び選挙選出者 4 名で構成する。

(選出方法)

第 3 条 前条の選挙選出者 4 名については、委員選出選挙で決定する。

(選挙の時期)

第 4 条 選挙は、毎年 9 月 1 日から通常総会までに実施する。

(選挙管理)

第 5 条 選挙は、この法人の事務所に設置された選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員は、次期及び次次期学術総会会長とし、次期学術総会会長を委員長とする。

(選挙人)

第 6 条 選挙人は、役員及び代議員とする。

2 役員任期終了年に行われる選挙においては、次期役員候補者を含めるものとする。

(被選挙人)

第 7 条 被選挙人は、学術総会会長候補に立候補した者を除く、選挙が行われる年の 4 月 1 日現在 65 歳未満の役員及び代議員とする。

2 前項の役員には、選出された後、任期中に役員の職を離れた正会員を含めるものとする。

3 第 1 項の代議員には、選出された後、当該任期中に支部を異動し代議員の資格を失った正会員を含めるものとする。

4 役員任期終了年に行われる選挙においては、次期役員候補者を含めるものとする。

(選挙の公示及び選挙人名簿)

第 8 条 選挙に関する公示は、行わない。

(投票)

第 9 条 投票は被選挙人名簿の中から 4 名を選び無記名投票とする。

(開票)

第10条 開票は、選挙管理委員会が行い、事務局長が補佐する。

(当選者)

第11条 この選挙の当選者は、得票数の多いものから順に定数に達するまでの者とする。

2 定数に達する順位の者が複数のときは、年長者から当選者とする。生年月日が同日の場合は、選挙管理委員会委員長が抽選により決定する。

(当選者の公示)

第12条 選挙管理委員会はこの選挙の結果を得票数とともに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、選挙結果および職責指定委員合計7名を学会ホームページ上に公示する。

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の承認を受けなければ、変更することができない。